

平成28年(モ)2058号 保全異議申立事件

(基本事件: 平成28年(ヨ)19号 不動産仮差押命令申立事件)

債権者 片岡明幸

債務者 宮部龍彦

2017年2月27日

## 保全異議準備書面1

横浜地方裁判所相模原支部保全係 御中

債権者代理人弁護士	河 村 健 夫	
同	山 本 志 都	
同	指 宿 昭 一	
同	中 井 雅 入	

債権者は、債務者の保全異議準備書面(1)に対し、以下のとおり、主張する。

### 1 債務者による不法行為

債権者は、本件仮処分申立てにおいて、①2016年4月に債務者が代表を務める示現舎合同会社が「全国部落調査」の復刻版と銘打つ、同和地区を

特定する書籍（以下「本件出版物」という）を作成したこと、②同和地区を特定する電子データ（全国の都道府県ごとに、「部落所在地」「部落名」「現在地」などの欄を設けて一覧表にしたもの）を債務者がホームページ上に掲載していること、③「同和地区 Wiki」内に「部落解放同盟関係人物一覧」と題するページを開設し、債権者を含む個人の住所・氏名・職業・運動団体における役職などについて、ウェブサイトに掲載していることの3つを具体的な不法行為とし、それら不法行為に基づく損害賠償請求権の一部の保全のために、本件仮処分申立てを行い、これが認められた。

以下、これを前提とし、必要な限度で反論を行う。

## 2 債務者のプライバシー権に関する主張（3頁）に対する反論

### （1）③について

債務者は③の行為について、自分が行ったものではない旨主張している。

しかし、債務者は、「同和地区 Wiki」のドメインを所有していただけではなく、その運営・管理を実際に行っていた。債務者は「同和地区 Wiki」のドメインを所有し、「同和地区 Wiki」上の記事の公開・非公開の設定や、「同和地区 Wiki」への投稿者の注意事項を決定することが可能な立場にあった。

このことは、以下の事実からも明らかである。債務者が代表を務める示現舎のウェブサイト上では、2016年4月20日付で、「昨日、横浜地裁相模原支部の仮処分決定が届きました。決定の内容はこちらです。おそらく今度は間接強制がかけられるので、『同和地区みんな』ドメイン及び筆者が対処可能なサイトは別サイトに転送しておきました」と述べる債務者の投稿が存在する（疎甲13）。そして、実際にも、債務者は、横浜地裁相模原支部平成28年（ヲ）8号間接強制申立事件の意見書においても「仮処分決定正本の到達日に、全ての債務を履行済みである」旨述べている（疎甲14）から、仮処分決定後に、間接強制回避のために、「同和地区みんな」ドメインを含むサ

イトを削除し、別サイトに転送したことが認められる。つまり、債務者は、データ全体の掲載の停止を行うことが可能な立場にあり、「同和地区 Wiki」の運営管理者であったといえる。

また、債務者は、債権者から「同和地区 wiki」の閉鎖を求められたのに対して「仮にここで約束をしたとしても必ず破る」と、自分が運営管理者であることを前提にして、閉鎖を拒否したし、法務省が行った説示に対しては、開き直って差別情報のばらまきを続行した。これらの事実からも、債務者は同和地区 Wiki での掲載内容に責任を負うべき立場にあるといえる。

また、現在東京地方裁判所に係属中の本訴の原告の氏名及び住所について、本件本訴の訴状を債務者が入手し、訴状に記載された個人原告らの氏名及び住所を債務者が確認した後、住所記載の誤りの多くが訂正され、あるいは、その前には同一箇に記載されていなかった個人の氏名と住所が加筆されている。その数は本件本訴個人原告 211 名のうち 7 割以上にあたる 149 名にのぼり、この変更は訴状提出後約 50 日の間に行われている。本訴の訴訟記録を閲覧謄写して確認したところ、同記録の閲覧を行った第三者は存在しておらず、結局、このような変更を行うことができるのは、本訴の被告となっている債務者らしかいない。

とすれば、不法行為③の記事掲載は債務者が行っているものといえる。

## (2) ①、②について

債権者の現在の住所は①及び②の各記事に記載されている地名の中には含まれていない。その意味では①及び②の各記事と住所のみから、債権者が被差別部落出身者であることが判明するとはいえない。しかし、債権者の住所さえ判明すれば、出身地や本籍を知らなかつたとしても、戸籍の取得などによって調査し割り出すことは可能であり、出身地や本籍を知つていれば、①及び②の住所を検索することで、被差別部落と本人との関係を調査すること

ができる。被差別部落に対する差別が厳然と残っている現在の社会において債権者が被差別部落とつながりがあることを債権者の意思によらずに公開することはプライバシー権の侵害にあたるから、①及び②の記事は債権者のプライバシー権を侵害するものである。

直接債権者につながる情報とならなかつたとしても、被差別部落について自由に第三者へ情報が流通し、大量に集積され分析の対象とされる場合には、「プライバシー固有情報」を中心とする個人の内面に迫ることになるのであって（早稲田大学名簿提出事件における最判平成15年9月12日参照）、やはりプライバシーの権利を侵害すると言ってよい。

その意味で、不法行為①および不法行為②の各記事についても債権者らのプライバシー権を侵害するものであることは明らかである。

### 3 「債務者の主張」（4～5頁）について

債権者が被差別部落出身者であることは事実であり、その主張を裁判上で行うことが「違法」であるという債務者の主張は理解不能である。

本件仮処分決定が、被差別部落を「差別」したり、「当事者を対等な国民として扱わ」ないというような立場に立ったりするものではないことはあまりにも明白である。上記決定は、債務者が債権者に対して損害賠償責任を負うことが疎明されたことを前提にして、損害賠償請求権の行使のために債務者の財産の保全を行ったものであり、債権者が被差別部落出身者であることは権利侵害性に関して問題になるだけである。

債務者は、「部落解放同盟の幹部という立場を利用して、強引に被差別部落出身者であると主張し、『部落差別』（特に公務員による被差別部落出身者に対する恐れ、忌避意識）を利用して裁判官を威圧し、本件仮処分命令をなさせたことは、まさに『えせ同和行為』である」などと主張しているが、これは逆に、債務者の被差別部落や部落民に対する忌避感情を如実に示すもので

あり、債権者と裁判所を愚弄するものであり許されない。

以 上

平成28年(そ)2058号 保全異議申立事件

(基本事件: 平成28年(ヨ)19号 不動産仮差押命令申立事件)

債権者 片岡明幸

債務者 富部龍彦

2017年2月27日

### 疎明資料説明書(甲13~14)

横浜地方裁判所相模原支部保全係 御中

債権者代理人弁護士	河 村 健 夫
同	山 本 志 都
同	指 宿 昭 一
同	中 井 雅 人



頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

#### 記

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 楽 旨	備考
13	示現会記事(示現会とは何か)	2016年 4月 20 日	富部龍彦	債務者が、「昨日、横浜地裁相模原支部の仮処分決定が届きました。決定の内容はこちらです。おそらく今度は間接強制がか	

					けられるので、『同和地区.みんな』ドメイン及び筆者が対処可能なサイトは別サイトに転送しておきました」などと述べていること。	
1 4	意見書	写	2016 年 6 月 20 日	宮部龍彦	債務者が間接強制申立事件の意見書においても「仮処分決定正本の到達日に、全ての債務を履行済みである」などと述べていること。	